

1. 第3回共生社会推進検討委員会のまとめ

前回の議論を受け、大きく修正した部分、条文に反映しきれなかったものに星印をつけています。

(1) 全体への意見(検討委員会)

- 基本的施策には4つの柱プラス災害対応を入れているが、最終的に目指す姿はどのようなかということを考えたときに、手段とは別に、理解の促進や目的・理念などで目指す共生社会を表してはどうか

→ ★目的で「めざすべき共生社会」のみを規定し、理念で「みんなで共生社会づくりに取り組む」+「その過程において社会的障壁があれば、市は（市民と事業者と協力して）解消に取り組む」を併記、規定した。

(2) 対象についての意見(検討委員会)

- 当事者ではない人も、これから当事者になるかもしれないので、いつ立場が入れ替わるか分からない意識は大事だ
- 手帳があれば障害者として支援してもらえ、持っていなければ肢体不自由でも障害者サービスの制度は使えないが、それをどう具体的施策に反映させるのか
- 家族支援の視点を何らかの形で反映できたらいい
- 親の介護をしていて仕事がバリバリできない人、障害のある子どもがいて大変な人、前は元気だったけど病気になってしまった人なども対象ではないか
- 「その他の困難を抱えている人」という表現も必要
- 資料のなかで、対象別に教育、子ども、高齢者などの分類で具体例を挙げたことは、共生条例の内容を分かりやすく提示する観点からはよいと思う。その一方で、これらに当てはまらない人には、関係ないものだと思われる資料になってしまう。この矛盾を調整することが大事で、立場の入れ替わりの可能性があることを強調できる書き方をどこかでした方がよいと思う

→ 介護中の家族や障害児のいる家庭への「家族まるごと」の支援は条文で、病気療養中や回復期にある人への視点は、条文説明で対応。

→ ★対象を詳細に規定せず（制度にこだわらず）、社会的障壁に対峙して自分らしさを保てないすべての市民を対象に支援する条例であるが、対象が具体的にわかりにくいという意見もある。「特定しない」ことを、どう表現するか。

- ★立場が入れ替わる可能性について、前文に箇条書きで出している。前文に盛り込むものとして適しているか等、ご意見をいただきたい。

(3) 基本的施策についての意見(検討委員会)

- 「1意識の形成と理解の促進」の「(3)参加・交流の場の確保」と「(4)市民の意思決定・意見表明支援」は一本化できるのではないか。
- 「1意識の形成と理解の促進」は、場を設けることに集約してはどうか。
- 施策の中でも、「1意識の形成と理解の促進」が特にベースとして重要だと思う。
- 「1意識の形成と理解の促進」のうち、学校に関することとして、発達障害という目に見えない障害について、鎌倉市は遅れており、これは、不登校の数とも関係あると思う。目に見えやすいものと見えにくいものがある、脳の中のわずかな違いなので見えにくいのだと思うが、学ばないと当事者を助けることができない。
- 「2個に応じた情報提供」は、ツールの話なので、メディア選択の問題かと思う。
- 「3生活環境の整備」は、地域的な例で押さえた方が比較的分かりやすい。
- 「5災害等への対応」については、発達支援が必要な子は、災害があるととても辛い。これも受け入れ側の学びだとは思いますが、どうしたらプライベートなスペースが確保できるかなど、マニュアル作りなどでもいいので進めたい。災害時はみんな辛い中ではあるが、少数者は、優先順位を上げて考えたい
- 「5災害等への対応」については、避難命令などは、共生に関係なく出てくる問題なので、あえて言えば、避難所内の差別などに集中して議論してはどうか
- その他、障害者の就労支援など基本的な事項が入れにくい

- ★基本的施策を次のように整理しなおした

(共生社会の実現に向けた推進体制の整備)

- (1)共生社会の意識の醸成
- (2)本人の意思の尊重による社会参画の機会の充実、自立支援
- (3)エンパワメントによる市民、事業者との連携、支援
- (4)支援者支援による支援の質の向上

(社会的障壁の解消)

- (1)心や意識における障壁を解消するための施策
 - ア. 学校教育、社会教育その他の教育の場における意識の形成および学びの場の整備
 - イ. 共生社会実現に向けての啓発、普及広報活動
- (2)情報の授受における障壁を解消するための施策

- ア. 情報の習得を困難とする市民への情報提供
 - イ. 情報の整理、共有、活用
 - ウ. 個に応じた意思疎通を支援する合理的配慮
- (3)生活環境および地域生活における障壁を解消するための施策
- ア. 生活環境の整備
 - イ. 市民相互に支え合う地域づくり
2. 社会的障壁の解消にあたり、前項の施策を講じるに当たっての配慮事項
- (1)先進的な技術かつ取組の活用
 - (2)制度の縦割りを超えた包括的、総合的な支援体制づくり
(災害等への対応)
- ★障害者の就労支援について、理念に「社会参画の機会を等しく有することを基本的認識とする」と新しく規定し、基本的施策「共生社会の実現のための推進体制の整備」に「社会参画の機会の充実と、自立に向けた支援」を規定した。

(4) 具体的施策【1.意識の形成と理解の促進】についての意見(検討委員会)

- 共生社会の中でどのように暮らしていくかについても動画などでアピールする
- 共生の意識を高めるために、意識のチェックシートを市民に実施してもらい、回答に専門家のコメントをつけるなどしてフィードバックするような取組を
- 合理的配慮や社会的障壁のことについても学んで理解することが必要であり、「学習サークル」「学び場」のようなものがあれば
- 「共生社会」という新しい理念を理解した人が育たないと、どんな条例を作っても浸透しない。一番効果的なことは、研修の場を確保し、持続可能な人材育成をすること。研修の場、仕組みをつくるならば、実現をきちんと担保できると思う。
- 共生社会の理念や実践を理解した人に資格を与えるのはどうか。分かりやすいゴールがあれば、それを目指して一緒に考えたり学んだりできるのではないか
- 地域や保護者、先生を含めて学ばなければいけないが、そのような場がない。別々には学べるが、一緒に学ぶことが難しいので、共生社会に関して、様々な人が共に学ぶコミュニティスクール化をしたい
- まだ皆が知らないことなので、この構図を委員会の中で作って、シンポジウムなどで、個別に、障害者、高齢者、女性のことなどを皆で考えて、色々な困り感があるとか、共生って皆で支え合うものなんだとか、理解しあうということを学びあう仕組みづくりが必要だ

- 今後、庁内検討委員会や個別調整の場で、担当課等と共有していく

(5) 具体的施策【2.個に応じた情報提供】についての意見(検討委員会)

- 市の計画などを見ると、文字や数字しかない。見たときに感覚で分かるように、絵やグラフで出したらいいと思う。例として、高齢者くらしあんしんガイドを挙げたが、もっとグラフィカルなもので出せたらよい
- 情報提供手段の確保のところ、市が YouTuber になってほしい。ホームページは全て文章であるが、分かりやすいところをクリックすると音声で流れるとか動画で示すなど、お金をかけずにできるのでやった方がいいと思う。
- 事業者の「努める」規定は、合理的配慮のお願いであると理解しているが、条例や計画をつくった後に、民間事業者を対象とした合理的配慮ガイドラインなどをつくって、できる範囲でこういうことをしてみたらどうかという例をたくさん並べていくことが必要だ
- 個に応じた情報提供に関して、1人親家族を対象として絶対にやってほしいこととして、明石市を手本に、離婚届を受けるときに、養育費は必ずもらうこと、親権がどちらでも養育費を支払う義務はあるということを離婚する夫婦に教えたい。養育費をどうするかという決め事を書類として提出させ、保障会社を入れて養育費の支払いを現実化させることが具体的施策として考えられる。1人親家庭における最大の課題は、お金・仕事がないことだが、それは養育費が支払われることで解決に向かうと思われる。

→ 今後、庁内検討委員会や個別調整の場で、担当課等と共有していく

(6) 具体的施策【5.災害等への対応】についての意見(検討委員会)

- ① 災害等への対応で、避難生活に弱者の視点を入れることはとても大事である。海沿いの病院や老健施設では、津波が起きたときに避けられず、防潮堤も作れない。必ず津波が来たら水をかぶることが分かっている中で、病院の事業継続計画を策定していくときに、入院患者など弱者の方にどう対応していくかということを作してほしい。民間企業はなかなかできないが、共生条例の観点から、こんな条例をつくったのでお願いしますというような一つのインセンティブとなるのではないか。このような事業者への働きかけをしてほしい

→ 今後、庁内検討委員会や個別調整の場で、担当課等と共有していく

(7) 検討委員会:合理的配慮についての意見(検討委員会)

- 個人間での合理的配慮を求めるのは行きすぎでは。
- 合理的というのは、何らかの経済活動が仮定されているので、市民同士でその概念が入りにくい。個人間では「配慮」でいい
- 「合理的配慮」は、全員に理解してほしいものである。「配慮」というやさしい言葉で共生社会が実現するのであればよいが、実際使わないと守れない現実がある。使う側も使われる側も共通理解として知っておいてほしい。合理的配慮はもともと「思いやりとやさしさ」をもった「調整」からきている。どう伝えるか工夫は必要だが、条例を作るのであれば、みんな合理的配慮を理解しようという方向に持っていった方がよい。
- 「配慮」では守れなかったものがようやくスタートラインに立ったという意味では、本人を応援している言葉だ。
- チームで考えながら対応することが大切だ。
- 義務付けは、事業者のみに限定したほうが良いと思う。他方で、合理的配慮してくださいと言っていいと周知徹底することは、この条例の本質なので、義務付けとは別のものとして、何か規定できないか。
- 法律的には、関係性の違いによって配慮すべき程度が変わる。そのあたりの裁量を含み、「合理的」と定義している。関係性の強い弱いによって、配慮すべき程度も異なるし、かけられるコストも違う。できる範囲でやりましょうという意味だ。
- 合理的配慮は、本人主体で判断するもので、当事者抜きで決めるものではない。
- 支援者から言うのではなく、声を出して希望を言えることが大事だ。

→ 条例策定後、広報やパンフレットのなかで、各課と協力しながら伝えていきたい

(8) ヘイトスピーチについての意見(検討委員会)

- 内容の趣旨は共生条例と通じるものがあるが、ヘイトスピーチを条例で規制するのであれば、共生条例とは別につくるべき。
- 他自治体の多文化共生条例を調査し、効果的な文言があれば入れる。

→ この条例の中では扱わないこととしたい

(9) 庁内の推進体制や進行管理についての意見(検討委員会)

- 市のそれぞれの部で、色々なことをしている。この条例を作ったときに、条例と合わせてここをこうしてくださいとか、チェックしたり、調整したりする機能をどうする

のか。地域共生課がやるのか、さらに上の部局の総合政策的な課がやるのか。我々市民とは別に、市としてどう動くのかということが見えてこない

- 地域共生課で調整するものが本当に機能するのか、課同士、部同士でやるのがうまくいくのか、組織として疑問がある。条例ができて、理解がないとバラバラに色々な計画が動いていくのではないかと。極端に言うと、重複したとか、2つの課が協力しないとできないとか、そういうときにどこがやるのかが分からない。
- 行政職員がつくる個別計画の中に共生の理念が入ってくることになるはず。庁内で共生についての共通認識を持ってほしい
- 市民が色々な窓口に入ったとき、職員が共生条例について知らないようでは困る

→ 今後、庁内検討委員会や個別調整の場で、担当課等と共有していく

2. 庁内の意見聴取のまとめ

条例に反映・表現しきれなかった部分に、星印をつけています。

(1) 条例の目的・共生社会のあるべき姿についての意見(庁内)

- 市が行うことばかりで、市民も主体性を持って共生社会の実現に取り組むのだという意識が持てるような内容が盛り込めると良いと思う
- 「意識を市民に浸透させ、理解を促進する」という文章は市からの一方的な押し付け感があるので、少しやわらかくしてはどうか
- 共生社会に関する意識は市も同時に持っていくことが必要なので、市が市民に意識を浸透させるといった姿勢ではなく、一緒に意識を共有していくべきでは
- 誰がどのように社会的な障壁を取り除くのか。主体がはっきりしていない。もし、それを市民に考えろ、やりなさいというのであれば、そういう条例はどうなのか。まず、市がこのようにしますという部分も必要ではないのか
- 社会的な障壁を取り除くことも大切だが、取り除くことで共生社会を実現するだけでなく、もう少しソフト面、市民の心や思いを掘り起こすことも必要だと思う
- 共生社会を「困難に直面している市民の社会的な障壁を取り除くこと」に主眼が置かれており、社会的な障壁が取り除かれた後の状態を共生社会としているが、そもそも様々な障壁を抱えた市民も含めて共生していくことを理念とすべきでは
- 「障壁」が前面に出すぎていることに違和感を覚える
- 「何らかの困難に直面している市民に対する社会的な障壁を取り除く⇒全ての市民が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮する」というのは、発想の順序

が逆ではないのか。社会的な障壁を取り除かないと、多様性は尊重し合えないのか。市民が多様性を尊重し合えるようになってこそ、社会的な障壁は、困難を抱えた方々だけではなく、全ての市民が共通に認識できる障壁となる

- 「違い」を知った上で「そのまま違いを残す」視点もあるのではないかと思う。現状をほったらかしにする意味ではなく、違いを知った上で、また、違いを認めるからこそ、違う状況である他者を互いに尊重して共存する、つまり、それを取り除く必要がある異端としてではなく個性として捉えていく、との考え方である。表現が難しいとは思いますが、その点ももう少し明確化してはどうか
- 条文に「支援する」「取り除く」との表記が数多くある。確かに大切なことだが、逆方向の、それを「乗り越える」「乗り越える力を育む」等の視点も必要と思う
- 「社会的な障壁を取り除くための施策を実施するにあたっては、公共の福祉に反しないことを第一とする。」など、基本的人権と社会的利益の間の矛盾、衝突を調整する実質的公平こそが「共生」であることを明記したほうがよいのでは

- ➔ 市民とともに取り組む意識も必要である。そのうえで、市の一義的な役割も明記する必要がある。
- ➔ 社会的な障壁を取り除くことも大切だが、取り除くことだけでは共生社会にはならないのではないか。
- ➔ ★他者の尊重の視点も大切で、他者と違う状況の人の「違い」を障壁と捉えて解消するだけでなく、そのまま残して共生してもいいのではないか。

(2) 条例の対象者についての意見(庁内)

- 「障害者、一人親世帯、子ども、高齢者、LGBTなど特定の分野ではなく」、とあるが、本文を読んでいると、どうしても障害者への支援というイメージが強い
- 困難に直面した人のために、という考え方で制定するという印象がある
- この条例が老若男女、一人親、LGBT など、特定の分野に限ることなく様々な困難を抱えた人たちのためのものであるなら、「LGBT」「ユニバーサルデザイン」など略称やカタカナ語には「LGBT(性的少数派)」といったわかりやすい表記にすべきではないか

- ➔ ★すべての人を対象にしていらないように見える。

(3) 施策・事業についての意見(庁内)

- 具体的な指導法や啓発方法についてのビジョンはあるのか。また、どのように学校に伝えていくのか
- 学習指導要領との関連はどうなっているのか
- 「(6)基本施策 ア意識の形成と理解の促進」、条例案第6条、「学校教育」の前に、「家庭教育」を追加してはどうか

→ ★学校教育の中での取組は具体的にどのようなになるのか、条例制定後に現実に即して整理する必要がある。

(4) 合理的配慮についての意見(庁内)

- 「合理的配慮」の記述は、障害者差別解消法の考え方に沿っているもので、障害者以外にあまり使用しないと思われる。また社会への浸透具合は残念ながら十分とはいえず、法の条文やリーフレットを引用するなど明確にした方が、より市民にとってわかりやすいものになるのではないかと

→ 条例策定後、広報やパンフレットのなかで、各課と協力しながら伝えていきたい。

(5) 利害関係が発生した際の調整についての意見(庁内)

- 保育所の建設等の際、住環境への影響(騒音、交通渋滞など)を懸念して、建設に反対する住民もいる。現に運営している保育所で、特別な活動をしていない時でも、子どもたちの声がうるさいという苦情も入る。これらの住民も、「何らかの困難に直面している市民」に該当する場合、市として、保育所の建設を断念することや、保育所の運営に規制を掛ける(子どもを外で遊ばせない等)ことが責務となってしまうのではないかと(当然、待機児童対策等の社会的ニーズ、子どもの発育への観点から、事業の実施課として簡単には譲れないケースも多い)。

→ ★行政計画等で事業の優先順位をつけるなどし、共生の理念に沿いつつ、合理的配慮のなかで対応していくことになると思われる。

(6) 災害対応についての意見(庁内)

- 「災害時への対応」についての記載内容について、自助、共助、公助の重要性を含んだ内容に変更をお願いしたい

→ 自助についての書き方を調整中。

(7) 実効性の担保についての意見(庁内)

- 「基本理念の視点を含めて評価する」とあるが、どのような評価を想定しているか
- 市の責務として「施策を総合的かつ計画的に実施する」とあるが、事業の優先度を見極める視点は含んでいるのか。第4条を盾に、「優先度が低いから実施できない」のはおかしいといわれるのではないか心配である
- 第 12 条(財政上の措置等)全文を削除。第4(市の責務)「市は、基本理念に則り、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。」と記載があることから、財政上の措置についても、総合的かつ計画的に実施することが前提であるため、第 12 条の規定は不要と考える

→ 各行政計画で評価方法を検討する際に共生の視点を入れていく方向で、庁内検討委員会や個別調整の場で調整していく。

→ そのため、財政上の措置の項目は、計画等への反映に吸収させた。

→ 財政上の措置についても、調整中。

3. 今後の予定

委員会

平成 30 年 8 月 2 日 (金) 9 時 30 分～12 時 00 分	(済) 第 1 回委員会
	【条例のコンセプトづくり】
平成 30 年 8 月 27 日 (金) 18 時 15 分～20 時 45 分	(済) 第 2 回委員会
	【「立場ごとの役割」「理念」の整理】
平成 30 年 10 月 19 日 (金) 18 時 15 分～20 時 45 分	第 3 回委員会
	【庁内外の意向等の途中報告、「基本的施策」の整理】
平成 30 年 11 月 5 日 (月) 18 時 15 分～20 時 45 分	第 4 回委員会
	【条例案意見交換】
平成 31 年 1 月 11 日 (金) 18 時 00 分～20 時 30 分	第 5 回委員会 (パブコメ後必要時)
	【パブコメ結果報告、条例案意見交換】

その他意見・意向の把握等

平成 30 年 9 月	議会への報告 e-モニター、ふくしまつり等各種アンケートの実施
平成 30 年 10 月～11 月	市民・市内団体等からの意見聴取
平成 30 年 10 月 11 日～	庁内説明会・庁内意見募集・庁内個別調整
平成 30 年 11 月～12 月	パブリックコメント（市民意見公募）の実施
12 月中旬	議会への報告
1 月中旬	例規審査会、政策会議：庁内で条例を最終審査します）
平成 31 年 2 月	議会への条例案提案（平成 31 年 4 月条例施行目標）